

就活ハラスメント防止マニュアル
(令和7年10月1日制定)

一般社団法人かながわ土地建物保全協会

1 本マニュアル制定の目的

当協会において、就職活動を行う学生等（以下「就活生」という。）が安心して選考を受けられる環境を整えるとともに、公正かつ誠実な採用活動を行うため、本マニュアルを制定します。

2 基本的な姿勢

当協会は、就活生の皆様が安心して就職活動が行えるように、就活ハラスメント防止の観点から、次のような姿勢をもって採用活動を行います。

- ・ 公正・誠実な採用選考の実施
- ・ 就活生一人ひとりを尊重する対応（丁寧かつ細やかな気配りの徹底など）
- ・ 就活生との複数職員による面会（原則）
- ・ 連絡手段の限定（社有アドレス限り。プライベートアドレスの取得厳禁）
- ・ 就職活動に係る事項に限った連絡・調整
- ・ 個人情報の適正な取扱い（就活生が自ら開示した事項への踏込み厳禁など）
- ・ 協会全職員の本マニュアルの理解・遵守
- ・ 就活ハラスメント相談窓口の設置

3 行為・言動について

協会職員は、いかなるハラスメントも行いません。

なお、採用活動に係るハラスメントの具体例（例示）は次のとおりです。

（1）パワーハラスメント（パワハラ）

- ・ 私的な食事等の席に誘う行為
- ・ 高圧的な態度で就活生を威圧する行為
- ・ 就活生の人格を否定する発言
- ・ 面接中等に圧迫質問を行い、精神的に追い詰める行為
- ・ 内定や選考通過を条件に不当な要求をする行為
- ・ 無理なスケジュールでの対応を押し付ける行為（深夜の課題提出、短期間での過度な課題など）

- ・ 他企業の選考状況を執拗に聞き出す行為
 - ・ 協会の内定を出す条件として、就活生に対して他企業からの内定を辞退するよう求める行為
 - ・ 就活生の価値観や生き方を否定する発言
- など

(2) セクシュアルハラスメント（セクハラ）

- ・ 容姿や服装、体型に関する発言
 - ・ 恋愛や結婚、性的志向に関する質問・発言
 - ・ 結婚・出産後の勤務に係る質問・発言（例：女性（男性）に限った継続意思の確認）【男女雇用機会均等法違反（募集・採用に関する性差別禁止）】
 - ・ 必要以上にプライベートな情報を詮索する質問
 - ・ 身体的接触（肩を触る、手を握る、近すぎる距離で話すなど）
 - ・ 私的な食事等の席（飲み会など）への勧誘・参加の強要
- など

(3) その他のハラスメント

- ・ 性別、出身地（出自）、家族の職業、思想・信条宗教等に関する質問
 - ・ 障がい・持病（本人開示無い場合）に関する質問
 - ・ 過去の経験や失敗を執拗に指摘し、就活生を困らせる行為
 - ・ その他、就活生が不快に感じると思量される言動
- など

4 ハラスメント事案への対応

こうした取組を徹底する中、就活生から苦情があった場合や、協会職員がハラスメントに係る情報を得た場合などには、早急に事実関係を確認した上、就活生に寄り添い、適切かつ丁寧に対応します。

また、ハラスメントを行った職員及び関係者については、事実関係を踏まえ、厳正な処分等を行います。

【就活ハラスメント相談窓口】

総務部総務課

電話 045-201-9964

FAX 045-211-2310

<https://www.thk.or.jp>